

井手たくの選挙時の主張と県の動き 資料 1

H19.9、H20.6の井手の一般質問を受けて知事が決断。
県職員の法人役員（資料1）、県会議員の法人役員（資料2）
就任は基本的に廃止する方向となった。



平成20年9月11日

各 部 局 長 } 殿
労働委員会事務局長 }

総 務 部 長

県職員の法人役員就任の見直しについて（通知）

現職公務員については、第三セクター等の法人に対する指導監督を行うという本来の職務を考えると、こうした法人の役員に就任することは望ましくないとされています。

また、公務員は、公共の利益のために勤務する者として、職務の遂行に専念する義務があり、職務専念義務の免除や営利企業等の従事許可については、限定的・例外的に取り扱うべきこととされております。

こうしたことから、これまでも職員の営利企業の役員への就任についてはすべて廃止する方向で、また、社団法人・財団法人の理事等への就任についてはその必要性を検証し、それぞれ見直しを進めてきたところですが、本年12月に新しい公益法人制度が施行されることを踏まえ、改めて県職員の法人役員就任の見直しについて、別紙方針により取り組むよう通知します。

（ 問い合わせ先
行政システム改革推進課団体調整班 館 内線 2219
人事課人事班 天野 内線 2161 ）